

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【訓 令】

○ 岡山県職員人事評価規程の一部改正

人事課

【告 示】

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正

経営支援課

（県例規集登載）

○ 指定確認検査機関からの変更の届出

建築指導課

○ 指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

〃

○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

〃

【公 告】

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等の公表

循環型社会推進課

目次

担当課（室）

令和2年2月25日 岡山県公報 第12171号

◎岡山県訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員人事評価規程（平成二十四年岡山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一条中「第二十三条の二第一項」を「以下「法」という。」第二十三条の二第一項」に、「同法」を「法」に改める。

第二条中「地方公務員法」を「法」に改め、同条ただし書中「同法第二十二條第二項の規定により臨時的任用をされた職員であつて人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないものその他」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十二條の二第一項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて任期が三月に満たないものは、人事評価の対象としないことができる。

第三条第一項中「人事評価は」を「会計年度任用職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の人事評価は」に改め、同条第二項中「前項」を「同項」に、「職員」を「一般職員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員の人事評価は、その任期中一回行うものとし、その任期に係る人事評価として最終評価を行うものとする。

第四条第二項中「人事評価」を「一般職員の人事評価」に、「第七条第三項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員の人事評価は、自己評価及び別に定める評価者による評価により行うものとする。

第五条第一項中「職員で」を「一般職員で」に、「職員（）」を「もの（）」に改め、同条第二項中「職員に」を「一般職員に」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員に対する実績評価は、目標に対する業務の実施状況等により行うものとする。

第六条第二項中「職員は」を「一般職員は」に改め、同条第五項中「職員」を「一般職員」に改め、同条に次の二項を加える。

- 6 会計年度任用職員は、その任期を起算する日を基準日として実績評価に用いる目標を定め、評価者に提出するものとする。
- 7 前項に規定する提出を受けた評価者は、同項の目標の内容について確認した上で、当該目標について原則として当該会計年度任用職員と面談を行い、必要に応じて当該目標の修正を指示するものとする。
第七条第一項中「職員」を「一般職員」に、「自ら実績評価」を「実績評価に係る自己評価」に改め、同条第四項中「職員」を「当該一般職員」に改め、同条に次の二項を加える。
- 5 会計年度任用職員は、原則として十二月一日を基準日とし、実績評価に係る自己評価を行い、その結果を評価者に提出するものとする。
- 6 前項に規定する提出を受けた評価者は、実績評価に係る評価を行った上で、当該会計年度任用職員と面談を行い、その結果を書面により交付するものとする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第八十六号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の

一部を次のように改正する。

令和二年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条第八号中「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に改める。

第四条第七号ハ中「第二条四項」を「第二条第四項」に改める。

別表第五号中「第8条」を「第14条」に改め、同表第十一号中

<p>3 最近3月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している者</p>	<p>3 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 最近3月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している者</p> <p>(2) 最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少している者</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 最近1月間の平均売上高</p>
--	---

4 最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少している者

等が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少しており、かつ、今後2月を含む3月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少することが見込まれる者

(2) 最近1月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少しており、かつ、今後2月を含む3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少することが見込まれる者

める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（この告示の公布の日の前日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金を含む。）については、なお従前の例による。

令和2年2月25日 岡山県公報 第12171号

◎岡山県告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり変更の届出があつた。

令和二年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定確認検査機関の名称

岡山県建築住宅センター株式会社

二 変更の内容

指定確認検査機関の住所の変更

新…岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号

旧…岡山市北区蕃山町一番二〇号

確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更

新…岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号

旧…本 社 岡山市北区蕃山町一番二〇号

営業所 倉敷市白楽町二四九番地の五

三 変更の年月日

令和二年二月二十七日

令和2年2月25日 岡山県公報 第12171号

◎岡山県告示第八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

岡山県建築住宅センター株式会社

二 変更の内容

指定構造計算適合性判定機関の住所の変更

新…岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号

旧…岡山市北区蕃山町一番二〇号

三 変更の年月日

令和二年二月二十七日

令和2年2月25日 岡山県公報 第12171号

◎岡山県告示第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第三項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
岡山県建築住宅センター株式会社

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

新…岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号

旧…岡山市北区蕃山町一番二〇号

三 変更の年月日

令和二年二月二十七日

令和2年2月25日 岡山県公報 第12171号

〔五六〕ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条第一項（同法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定により届出のあったポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分等の状況等について、次のとおり公表する。

令和二年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公表する書類

平成三十年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書及びその添付書類

二 公表の期間

令和二年二月二十五日から令和三年二月二十四日まで

三 公表の場所

各県民局地域政策部環境課（当該県民局の関係分に限る。）